

公 募 公 告

令和7年2月10日

支出負担行為担当官
鳥取地方法務局長 松 村 亮

鳥取地方法務局においては、本年4月から、境港市末広町ほかで不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に定める地図の作成事業を予定しています。

つきましては、当該作業のために必要となる現地事務所及び駐車場を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名
法務局地図作成事業現地事務所及び駐車場賃貸借契約
- (2) 契約期間
令和7年4月9日から令和8年3月31日までとする。ただし、賃貸人の責めに帰すべき事由等により本契約を継続しがたい特段の事由が生じた場合を除き、令和8年12月31日までを限度に更新できるものとする。
なお、その場合の令和8年度以降の月額契約金額は、令和7年度と同一金額とする。
- (3) 現地事務所及び駐車場の仕様等
募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は鳥取県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 鳥取地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであつても、本公募の参加資格はない。

3 公募参加申請書、募集要領等公募関係資料の交付

- (1) 交付期間
令和7年2月10日（月）から令和7年2月18日（火）まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

(2) 交付場所及び問合せ先

〒680-0011

鳥取市東町二丁目302番地

鳥取地方法務局会計課用度係(担当 安藤)

電話 0857-22-2167

FAX 0857-22-2341

(3) 交付方法

公募関係資料は上記(2)にて交付する。

なお、公募関係資料の郵送又はメールによる交付を希望する場合は、上記(2)の連絡先に電話又はFAXで連絡すること。

4 応募の受付

(1) 受付期間

前記3(1)に同じ

(2) 応募方法

公募参加申請書及び募集要領で明らかにする現地事務所及び駐車場の仕様を満たしていることが分かる資料を持参又は郵送等(郵送等による場合は、配達状況が追跡可能な方法(例:書留郵便)を利用すること。)により提出すること。

なお、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参させること。

(3) 提出先

前記3(2)に同じ

5 契約書作成の要否

要

以上